

(平成26年7月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認九州地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から48年6月まで

国民年金保険料の納付は、結婚する前から同居していた妻に任せていた。申立期間前後の期間の領収書（又は国民年金手帳の検認記録）があり、申立期間だけ保険料を納付していないということはないと思うので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した国民年金手帳の検認記録から、申立人は、申立期間直前の昭和47年7月から同年9月までの国民年金保険料をA市において現年度納付していることが確認できる。

また、申立人が提出した領収書から、申立人は、申立期間直後の昭和48年7月から49年3月までの保険料をA市において現年度納付していることが確認できる。

さらに、前述の期間（昭和48年7月から49年3月まで）について、当初、オンライン記録では保険料の未納期間として記録されていたが、平成26年1月30日に、申立人が所持する領収書に基づき保険料納付済期間に記録の訂正が行われている。

加えて、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料を全て納付しており、申立期間は9か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成12年3月を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間③から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間③は9万3,000円、申立期間④は14万円、申立期間⑤は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年12月15日から22年4月21日まで
② 平成15年8月
③ 平成16年8月
④ 平成16年12月15日
⑤ 平成17年8月5日
⑥ 平成17年12月15日
⑦ 平成18年8月
⑧ 平成18年12月20日
⑨ 平成19年8月11日
⑩ 平成19年12月

A社に勤務していた期間について、申立期間①のうち平成9年12月から12年9月までの期間は、毎月の給与支給総額が23万円から25万円であったにもかかわらず、標準報酬月額が15万円となっており、同年10月から22年3月までの期間は、毎月の給与支給総額が26万円であったにもかか

ならず、標準報酬月額が 20 万円となっている。

また、申立期間②から⑩までについては、申立事業所から賞与が支給されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が確認できない。

それぞれの記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①については、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①のうち、平成 12 年 3 月に係る標準報酬月額は、申立人が提出した申立事業所に係る給与明細表における厚生年金保険料控除額から、20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、申立人が提出した平成 9 年 12 月、10 年 4 月、同年 8 月、同年 10 月、11 年 3 月、同年 8 月、同年 9 月、同年 10 月及び 16 年 1 月の給料支払明細書並びに給与明細表（以下「明細書等」という。）並びに申立事業所が提出した 16 年分から 22 年分までの所得税源泉徴収簿並びに 21 年及び 22 年の賃金台帳から、申立人は、当該期間について、オンライン記録の標準報酬月額を超える給与を支給されていたことが確認できるものの、明細書等において確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回る額であると推認されることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間①のうち、前述の期間を除く期間の標準報酬月額については、申立人は明細書等を所持していない上、申立事業所は、当該期間に係る賃金台帳等を保管していないことから、給与の総支給金額及び保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立人が、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうち、平成12年3月を除く期間については、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立人は、申立期間②から⑩までについては、標準賞与額に係る記録の訂正について申し立てているが、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間③及び④については、申立事業所が提出した平成16年分の所得税源泉徴収簿から、申立人は、同年8月及び同年12月15日に申立事業所から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

また、申立期間⑤については、申立事業所が提出した平成17年分の所得税源泉徴収簿及び申立人に係る賞与明細書から、申立人は、同年8月5日に申立事業所から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間の標準賞与額については、前述の所得税源泉徴収簿及び賞与明細書から、申立期間③は9万3,000円、申立期間④は14万円、申立期間⑤は20万円とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間③から⑤までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間に係る賞与額を社会保険事務所に届け出ておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑥から⑩までについては、申立人が提出した申立期間⑧及び⑨に係る賞与明細書並びに申立事業所が提出した申立人の申立期間⑥及び⑨に係る賞与明細書並びに16年分から19年分までの所得税源泉徴収簿から、申立人は、当該期間において、申立事業所から賞与の支給を受けていることは確認できるものの、当該賞与に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、申立期間②については、申立人は賞与明細書等を所持していない上、申立事業所は、当該期間に係る賃金台帳等を保管していないことから、賞与額及び保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立人が、申立期間②及び⑥から⑩までにおいて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②及び⑥から⑩までについて、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は108万7,000円、申立期間②は106万1,000円、申立期間③は89万円及び申立期間④は113万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月19日
② 平成17年12月15日
③ 平成18年8月25日
④ 平成20年12月16日

私は、A事業所に勤務し、平成17年7月、同年12月、18年8月及び20年12月に賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が提出した申立人に係る平成17年分、18年分及び20年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿並びに月額支払明細表から、申立人は、申立期間において、申立事業所から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、前述の月額支払明細表に

において確認できる賞与額及び保険料控除額から、申立期間①は 108 万 7,000 円、申立期間②は 106 万 1,000 円、申立期間③は 89 万円及び申立期間④は 113 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与額を社会保険事務所（当時）に届け出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成18年2月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、13万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年1月31日から同年2月1日まで

私は、A社を平成18年1月31日に退職したが、同年1月分の給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が退職日と同日の同年1月31日になっている。

申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立人が提出した平成18年1月分の給与明細により、申立人が申立事業所に同年1月31日まで勤務していたことが認められる。

一方、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（以下「資格喪失届」という。）、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険適用事業所全喪届（以下「全喪届」という。）及び日本年金機構の回答により、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び申立事業所の厚生年金保険適用事業所の全喪日は、平成18年2月1日から同年1月31日に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の事業所台帳全記録照会により、雇用保険における申立事業所の廃止日は平成18年1月31日であることが確認できる上、商業登記簿により、申立事業所の破産手続が開始されたのは同年2月*日であったことが確認できることから、申立事業所は、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

また、申立事業所の全喪届における全喪日及び資格喪失届における申立人の資格喪失日が前述のとおり訂正されたことについて、その経緯を確認することができない。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日について、当初事業主が届け出た喪失日（平成18年2月1日）が事実に基づくものではなかったとまでは言えないものと認められることから、申立人の申立事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年2月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立事業所に係るオンライン記録における平成17年12月の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和36年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和36年9月30日までB社の関連会社であるA社に勤務し、同年10月1日付けで同じ関連会社であるC社に転勤した。

しかし、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期に、A社からC社に異動したとする複数の同僚の供述から、申立人は、両社に継続して勤務していたことが認められる。

また、C社に係る被保険者名簿により昭和36年10月1日に同社における厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、直前の勤務先がD社（A社及びC社と同様に、B社の関連会社）である4人については、同社に係る同被保険者資格の喪失日が36年10月1日であり、両社における被保険者資格が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る被保険者名簿における昭和36年8月の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の

履行については、当時の事業主と連絡が取れないことから不明であるものの、事業主が昭和 36 年 10 月 1 日を資格喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 9 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和27年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和47年3月から49年3月まで

私が大学在学中の昭和47年3月頃に、私の父がA市で私の国民年金の任意加入手続きを行い、自身の分と一緒に、私と私の母との3人分の国民年金保険料を納付してくれていたにもかかわらず、申立期間が未加入期間となっているため、当該期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親は、「私が金融機関で私と妻と息子（申立人）の保険料を納付書で納付していたことは間違いない。」としているが、A市が提出した申立人に係る電算記録から、申立人の国民年金の最初の加入手続きは、平成2年5月1日に行われたことが確認できる。

また、A市は、申立人の申立期間に係る加入記録は確認できない旨回答しており、前述の加入手続き以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

一方、A市の電算記録とオンライン記録は一致していることから、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であり、申立人の父親が申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

なお、申立人は、申立期間当時は大学生でありB市C区に居住していたと供述しているが、申立期間当時、大学生は国民年金の加入は任意であったことから、申立期間は任意加入適用期間の未加入期間であり、前述の加入手続き時点で申立期間の保険料を遡って納付することはできない。

また、申立期間に係るB市C区の国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人に対し別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当た

らない。

このほか、申立人及び申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から49年3月まで

私は、昭和48年6月頃に自分で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は夫の分と一緒に納付していた。昭和48年7月から49年3月までの期間について、夫の分の領収書があり、私の分も納付しているはずなので、申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年10月31日にA市B区において払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、この時に、48年6月に遡って被保険者資格を取得していることが推認できる。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料について、夫の分と一緒に納付しており、保険料の納付書は、夫と同じ様式であったと思う旨供述している。

しかしながら、申立期間のうち、昭和48年7月から49年3月までの申立人の夫に係る保険料は、前述の申立人の記号番号払出日（49年10月31日）より前の48年9月から49年3月までにかけて、A市発行の納付書で現年度保険料として納付されていることが確認でき、当該期間当時、申立人は国民年金に未加入であることから、夫の保険料と一緒に申立人の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、前述の記号番号払出日（昭和49年10月31日）時点では、申立人の申立期間に係る保険料は過年度保険料となるが、申立人は保険料を遡って納付したりまとめて納付したりしたことは無い旨供述している。

さらに、前述の記号番号払出日以前に、申立人に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 44 年 3 月まで

昭和 49 年 12 月頃に私の妻が、A 市 B 区役所で、私と妻の国民年金の加入手続を行い、36 年 4 月まで遡って国民年金保険料を納付できる旨説明を受けた。妻が、夫婦二人分で 7 万円ほどの保険料を同区役所の窓口で納付し、未納の期間は無いものと思っていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人が所持する国民年金手帳の発行年月日により、夫婦共に昭和 49 年 12 月 16 日に払い出されたことが確認できることから、申立人の妻がこの時期に加入手続を行い、36 年 4 月に遡って国民年金の被保険者資格を取得したと考えられる。

また、当該加入手続が行われた時期は、第 2 回特例納付の実施期間中であり、申立期間の国民年金保険料は、特例納付により納付することが可能であった。

しかしながら、申立人の妻は、遡って納付した保険料は夫婦二人分で 7 万円ほどであったとしているが、その金額は、前述の加入手続が行われた時期に、昭和 36 年 4 月まで遡って特例納付等を行った場合の夫婦二人分の保険料額と著しく相違している上、申立人の妻は、ほかにまとまった金額の保険料を納付した記憶は無いと供述している。

また、申立人及びその妻に係る国民年金被保険者台帳には、それぞれの特例納付（申立人は昭和 44 年 4 月から 47 年 9 月まで、申立人の妻は同年 4 月から同年 9 月まで）と過年度納付（夫婦共に同年 10 月から 49 年 3 月まで）

が記録されており、その納付金額の合計は申立人の妻の記憶にほぼ符合する7万5,600円となることから、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人及び申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 47 年 3 月まで

私は、昭和 49 年 12 月頃に A 市 B 区役所で私と夫の国民年金の加入手続を行い、36 年 4 月まで遡って国民年金保険料を納付できる旨説明を受けた。夫婦二人分で 7 万円ほどの保険料を同区役所の窓口で納付し、未納の期間は無いものと思っていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人が所持する国民年金手帳の発行年月日により、夫婦共に昭和 49 年 12 月 16 日に払い出されたことが確認できることから、申立人は、この時期に加入手続を行い、36 年 4 月に遡って国民年金の被保険者資格を取得したと考えられる。

また、当該加入手続が行われた時期は、第 2 回特例納付の実施期間中であり、申立期間の国民年金保険料は、特例納付により納付することが可能であった。

しかしながら、申立人は、遡って納付した保険料は夫婦二人分で 7 万円ほどであったとしているが、その金額は、前述の加入手続が行われた時期に、昭和 36 年 4 月まで遡って特例納付等を行った場合の夫婦二人分の保険料額と著しく相違している上、申立人は、ほかにまとまった金額の保険料を納付した記憶は無いと供述している。

また、申立人及びその夫に係る国民年金被保険者台帳には、それぞれの特例納付（申立人は昭和 47 年 4 月から同年 9 月まで、申立人の夫は 44 年 4 月から 47 年 9 月まで）と過年度納付（夫婦共に同年 10 月から 49 年 3 月まで）

が記録されており、その納付金額の合計は申立人の記憶にほぼ符合する7万5,600円となることから、申立人が申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 8 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月から 48 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 43 年*月に、母が私の国民年金の加入手続を行い、当時、A 市に在った実家に集金に来ていた隣組長を通じて両親の国民年金保険料と一緒に私の保険料を納付してくれていた。

私は、申立期間当時は学生であり B 市に居住していたので、保険料の納付及び国民年金手帳の管理は両親に任せていた。

申立期間について、保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された事跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとする申立人の両親は既に死亡しており、保険料の納付等について具体的な供述を得ることができない。

なお、申立人は、20 歳になった昭和 43 年*月に、母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、当時、A 市に在った実家に集金に来ていた隣組長を通じて両親の保険料と一緒に申立人の保険料を納付していたと主張しているが、申立人の 20 歳到達時点の住民登録は、B 市で行われていることが確認できることから、申立人の両親は、申立人の住民登録が無い A 市において国民年金の加入手続を行い、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

このほか、申立人及びその両親が申立期間の保険料を納付したことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年2月から48年8月まで
② 昭和48年9月から50年6月まで

申立期間①については、私が20歳になった時から結婚するまで、私の両親が、A町（現在は、B市）に在った実家で定期的に国民年金保険料を納付してくれていたと記憶している。

申立期間②については、自営業の夫と結婚した時に、年金はきちんと納付しなければいけないと話し合い、夫が夫婦二人分の国民年金の加入手続と保険料の納付を行ってくれた。

申立期間①及び②について、保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が婚姻した直後の昭和48年9月26日にC市において夫婦連番で払い出されていることが確認できる。

このことから、申立人の国民年金の加入手続は、昭和48年9月頃に行われたものと推認でき、当該加入手続が行われるまでは、申立期間①は国民年金の未加入期間であり、当該期間当時、申立人の両親がA町で国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、前述の加入手続が行われたと推認される時期（昭和48年9月頃）において、申立期間①の一部は時効により保険料を納付することはできない上、A町において、申立人に対し別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人は、夫婦二人分の国民年金の加入手続及

び保険料の納付は申立人の夫が行ったと供述している。

しかしながら、申立人の夫に係るC市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間②の納付記録欄には、保険料が未納であることを示す「未」と記載されていることが確認でき、申立人に係る同市の国民年金被保険者名簿、特殊台帳及びオンライン記録とも一致している。

また、申立人に係るC市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間②直後の昭和50年7月から52年3月までの保険料は、同年9月27日に過年度納付されていることが確認でき、当該納付時点では、申立期間②の保険料は時効により納付することはできない上、当該納付記録は、申立人の夫に係る同被保険者名簿の記録とも一致している。

- 3 申立人は、申立期間に係る保険料の納付には関与しておらず、当該期間の保険料を納付したとする申立人の両親及び申立人の夫は、既に死亡していることから、当該期間に係る保険料の納付状況を確認することができない。

また、申立人、申立人の両親及び申立人の夫が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州（鹿児島）厚生年金 事案 5229

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 12 月 1 日から 52 年 12 月 1 日まで
私は、A事業所（後の、B社）が厚生年金保険の適用事業所になった昭和 51 年 12 月 1 日には既に勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、申立人が、当該期間に同事業所に勤務していたとする供述を得ることができない。

また、オンライン記録によると、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、商業登記簿謄本により、同社は平成 11 年 12 月 31 日に解散していることが確認できる上、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立期間のA事業所に係る被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 20 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 38 年 9 月 30 日から 40 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 38 年 3 月から 40 年 7 月まで A 社に勤務したにもかかわらず、申立事業所における厚生年金保険の被保険者記録が 38 年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間のみであることに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が氏名を挙げた同僚の供述により、申立人は、申立事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、事業所名簿によると、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間当時の事業主は所在不明のため連絡が取れないことから、当該期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、申立人の当該期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の給与からの控除について供述を得ることができない。

2 申立期間②について、申立人が氏名を挙げ、かつ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「A社は、昭和38年の年末頃から経営状況の悪化によって給与の未払いが発生し、その後、倒産に至った。」と供述しているが、申立人には倒産及び給与の未払いの記憶は無い。

また、申立人が氏名を挙げた別の同僚は、「A社は倒産したが、自分は最後まで会社に残っていた。申立人は最後まではいなかったと記憶してい

る。」と回答している。

これらのことから、申立人が当該期間において申立事業所に勤務していたことを推認することができない。

- 3 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 3 月 31 日まで
② 昭和 22 年 3 月 1 日から同年 9 月 30 日まで

私は、A社B事業所（現在は、C社D事業所）において、昭和 16 年 3 月に入社後、19 年 3 月に入隊しE国へ出兵するまでの期間勤務していたが、申立期間①について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

また、昭和 22 年 3 月にE国から復員し、A社B事業所に再就職して約 6 か月間勤務したにもかかわらず、申立期間②について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間①及び②において勤務していたことは事実なので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、C社D事業所は、申立人に係る従業員台帳により申立人が昭和 16 年 12 月 12 日から 21 年 4 月 18 日までの期間において、A社B事業所に在籍していた旨回答していることから、申立人が当該期間において同社同事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、C社D事業所は、i) 当時、A社においては、F 共済組合（以下「共済組合」という。）によって共済年金が運営されており、労働者年金保険法が施行された昭和 17 年 6 月以前に入社した社員であることが従業員台帳により確認できる者は、全て当該共済組合の組合員として適用されていることから、在籍期間の始期が 16 年 12 月 12 日である申立人は、共済組合の組合員として適用されていたこと、ii) 23 年 8 月に施行された厚生年金保険法の改正に伴い、共済組合が改組された以降も引き続き同社に勤務していた共済組合の組合員は、17 年 6 月に遡及して厚生年金保険の

被保険者として適用されると規定されているが、申立人の在籍期間の終期は21年4月18日であることから、厚生年金保険法の改正規定は適用されず、厚生年金保険の被保険者としては適用されていなかった旨回答している。

また、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、C社D事業所は、同社が保管する社員索引簿を確認しても、前述の従業員台帳により確認できる在籍期間（昭和16年12月12日から21年4月18日まで）以外において、申立人が同社に在籍していたことを確認することができない旨回答している。

また、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間②における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、申立人を記憶しておらず、当該期間における申立人の勤務状況、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の給与からの控除について供述を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。